

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の指定について

岡山県では、平成3年度までは「診療科目」により指定していたが、平成4年度以降は診断書・意見書を作成することができる「身体障害の種類」により指定している。平成8年度以降、岡山市内の医師については岡山市長が指定しているが、その指定に関しては岡山県の平成4年度以降と同様である。

診断書・意見書を作成できる「身体障害の種類」により、指定された医師の指定種目は次のとおりである。

- 視 覚の○印は、視覚障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 聴 覚の○印は、聴覚障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 平 衡の○印は、平衡機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 音 言の○印は、音声機能障害、言語機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- △印は、音声機能障害、言語機能障害のうち、中枢神経の障害に由来するものに限り、診断書・意見書を作成することができる医師
- そしゃくの○印は、そしゃく機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- △印は、そしゃく機能障害のうち、中枢神経の障害に由来するものに限り、診断書・意見書を作成することができる医師
- 肢 体の○印は、肢体不自由障害（脳原生運動機能障害を含む）の診断書・意見書を作成することができる医師
- 心 臓の○印は、心臓機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 腎 臓の○印は、腎臓機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 呼 吸 器の○印は、呼吸器機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 膀 ・ 胱の○印は、ぼうこう・直腸機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 小 腸の○印は、小腸機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 免 疫の○印は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師
- 肝 臓の○印は、肝臓機能障害の診断書・意見書を作成することができる医師

なお、岡山市では、平成3年以前に岡山県で「診療科目」により指定された岡山市内の医師についても、各医師等に確認した上で、平成16年度から診断書・意見書を作成できる「身体障害の種類」による表記へと変更した。

(参考) 平成3年以前に「診療科目」により指定された医師は、「身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準について」(昭和59年9月29日社更第130号、厚生省社会局長通知)により指定された診療科目に関係のある障害種類の全てについて、診断書を作成することができる。

診断できる身体障害の種類に関係のある診療科目は、概ね次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|---|
| ● 視覚障害の医療に関係ある診療科目名 | 眼科 |
| ● 聴覚障害の医療に関係ある診療科目名 | 耳鼻咽喉科 |
| ● 平衡機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 耳鼻咽喉科、神経内科 |
| ● 音声、言語機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 耳鼻咽喉科、気管食道科、神経内科 |
| ● そしゃく機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 耳鼻咽喉科、気管食道科 |
| ● 肢体不自由障害の医療に関係ある診療科目名 | 整形外科、外科、内科、小児科、神経科、呼吸器科、脳神経外科、呼吸器外科
小児外科、リハビリテーション科(旧理学診療科)、放射線科 |
| ● 心臓の機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科 |
| ● 腎臓の機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 内科、小児科、循環器科、外科、小児外科、泌尿器科、麻酔科 |
| ● 呼吸器の機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児外科 |
| ● ぼうこう又は直腸の機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 泌尿器科、外科、小児科、小児外科 |
| ● 小腸の機能障害の医療に関係ある診療科目名 | 内科、消化器科(又は胃腸科)、小児科、外科、小児外科 |

(注) 指定年月日は、初回指定年月日を記載しています。